

第102回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成28年6月29日（水曜日）午前10時

開催場所

千葉市美浜区ひび野二丁目120番3
ホテルニューオータニ幕張 2階「鶴西の間」

書面及びインターネット等による議決権行使期限

平成28年6月28日（火曜日）午後6時まで

決議事項

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役及び執行役員に対する株式報酬等の額及び内容決定の件 |

証券コード 6498

平成28年6月3日

株主各位

千葉市美浜区中瀬一丁目10番1

株式会社 **キッツ**

代表取締役社長 堀田 康之

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年6月28日（火曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 平成28年6月29日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 千葉市美浜区ひび野二丁目120番3
ホテルニューオータニ幕張 2階 [鶴 ^{つる} 西の間] |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第102期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第102期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役及び執行役員に対する株式報酬等の額及び内容決定の件 |

4. 議決権行使について

1. 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
2. インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以上

当日ご出席の方は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kitz.co.jp/>）に掲載させていただきます。

また、連結計算書類の注記及び計算書類の注記につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kitz.co.jp/>）に掲載し、本招集ご通知の添付書類には記載しておりませんが、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結計算書類の注記及び計算書類の注記も含まれております。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（以下「議決権行使サイト」といいます）にアクセスしていただき、下記事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点等がございましたら、下記の「システム等に関するお問い合わせ先（ヘルプデスク）」へお問い合わせください。

当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

議決権行使サイト ▶ <http://www.evote.jp/>

- (1) インターネット等による議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（但し、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止いたします。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。
- (3) インターネット等による議決権行使は、平成28年6月28日（火曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。

2. インターネット等による議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイトにおいて、議決権行使書に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり議決権を行使された場合の取扱い

- (1) 議決権行使書の郵送による方法とインターネット等による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネット等によって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダ接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

ご不明な点等がございましたら、以下のヘルプデスクへお問い合わせ願います。

システム等に関する
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
電話 **0120-173-027** (受付時間 9:00~21:00 通話料無料)

機関投資家の皆様へ

当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加いたしております。

株主総会参考書類

第1号議案

取締役6名選任の件

当社は、定款の定めにより取締役の任期を1年としており、本総会終結の時をもって取締役全員（6名）任期満了となります。つきましては、改めて取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

1 ほったやすゆき 堀田康之 (昭和30年6月18日生)

所有する当社株式の数：123,100株



再任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職状況

昭和53年3月 当社入社
平成9年1月 営業本部中部支社長
平成13年4月 長坂工場長
平成13年10月 (株)キッツエスシーティー常務取締役
平成16年6月 同社代表取締役社長
平成18年4月 当社常務執行役員、バルブ事業部長
平成19年4月 専務執行役員、バルブ事業部長
平成19年6月 取締役、専務執行役員、バルブ事業部長
平成20年6月 代表取締役社長、社長執行役員、バルブ事業部長
平成21年4月 代表取締役社長、社長執行役員、現在に至る

【取締役候補者とした理由】

堀田康之氏は、平成20年に当社代表取締役社長に就任して以来、経営トップとしての強いリーダーシップを発揮し、当社グループのグローバル化とコーポレートガバナンスの強化を推し進めてきました。これらの知見及び経験は、当社グループの企業価値の向上に貢献するものであると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

【その他取締役候補者に関する特記事項】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

② 名取敏照 (昭和32年1月20日生)

所有する当社株式の数：26,700株

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職状況



再任

- 昭和55年 3月 当社入社
- 平成11年10月 生産本部茅野工場長
- 平成16年 4月 (株)キッツメタルワークス常務取締役
- 平成21年 7月 同社代表取締役社長
- 平成22年 4月 当社執行役員、生産本部長
- 平成23年 4月 執行役員、生産本部長、NEW KICSセンター担当
- 平成23年 5月 執行役員、生産本部長、NEW KICSセンター担当及びグループ会社生産部門管掌
- 平成23年 6月 取締役、執行役員、生産本部長、NEW KICSセンター担当及びグループ会社生産部門管掌
- 平成24年 4月 取締役、常務執行役員、生産本部長、NEW KICSセンター担当及びグループ会社生産部門管掌
- 平成25年 4月 取締役、常務執行役員、バルブ事業統括本部長及びNEW KICSセンター長、グループ会社生産部門管掌
- 平成26年 4月 取締役、専務執行役員、バルブ事業統括本部長及びNEW KICSセンター長、グループ会社生産部門管掌、営業部門管掌、現在に至る

【取締役候補者とした理由】

名取敏照氏は、生産部門担当の執行役員やグループ会社社長を歴任し、平成23年に当社取締役に就任して以来、バルブ事業を統括してきました。これらの知見及び経験から、引き続き取締役候補者といたしました。

【その他取締役候補者に関する特記事項】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3

ひらしま たか ひと
平島 孝人

(昭和34年9月10日生)

所有する当社株式の数：90,440株



再任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職状況

昭和60年 3月 当社入社
平成14年 7月 生産本部諏訪工場長
平成16年 4月 (株)キッツマイクロフィルター取締役
平成18年 4月 同社代表取締役社長
平成23年 4月 当社執行役員、技術本部長及びグループ会社技術部門管掌
平成24年 6月 取締役、執行役員、技術本部長及びグループ会社技術部門管掌
平成25年 4月 取締役、執行役員、バルブ事業統括本部技術本部長及びグループ会社技術部門管掌
平成28年 4月 取締役、執行役員、バルブ事業統括本部技術本部長及び 同統括本部プロダクトマネジメントセンター長、グループ会社技術部門管掌、現在に至る

【取締役候補者とした理由】

平島孝人氏は、技術部門担当の執行役員やグループ会社社長を歴任し、平成24年に当社取締役に就任して以来、当社グループの技術開発を統括してきました。これらの知見及び経験から、引き続き取締役候補者となりました。

【その他取締役候補者に関する特記事項】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

4 むら さわ とし ゆき
村澤 俊之 (昭和34年2月9日生)

所有する当社株式の数：56,900株

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職状況



新任

昭和56年 3月 当社入社
 平成15年 4月 経営企画部長
 平成21年 4月 執行役員、経営企画部長、広報・IR室及び関連事業担当
 平成23年 4月 執行役員、経営企画本部副本部長、経営企画部、広報・IR室及び関連事業担当
 平成23年10月 執行役員、経営企画本部長
 平成24年 4月 執行役員、関連事業（伸銅品事業、サービス事業）及び広報・IR室担当
 平成26年 4月 執行役員、経営企画本部長、関連事業（伸銅品事業、サービス事業）担当
 平成28年 4月 執行役員、管理本部長、内部監査室及びグループリスクマネジメント担当、現在に至る

【取締役候補者とした理由】

村澤俊之氏は、経営企画部門担当の執行役員やグループ会社取締役を歴任し、経営計画の企画立案を行うなど、グループ一体となった経営を牽引してきました。これらの知見及び経験から、新たに取締役候補者といたしました。

【その他取締役候補者に関する特記事項】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

5 まつもと かず ゆき
松本和幸 (昭和20年9月21日生)

所有する当社株式の数：2,900株



再任

社外取締役候補者

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職状況

昭和45年 4月 帝人製機(株)入社
平成13年 6月 同社取締役
平成15年 9月 ナブテスコ(株)執行役員
平成16年 6月 ナブテスコ(株)取締役
平成17年 6月 ナブテスコ(株)代表取締役社長
平成23年 6月 ナブテスコ(株)取締役会長
平成25年 6月 ナブテスコ(株)相談役
(株)トプコン社外取締役、現在に至る
当社取締役、現在に至る

【社外取締役候補者とした理由】

松本和幸氏は、長年にわたり、ナブテスコ(株)の経営者として活躍され企業経営者としての豊富な経験に加え、技術戦略に関する幅広い見識を有しておられることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。

【その他社外取締役候補者に関する特記事項】

1. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
なお、当社は、同氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っておりますが、本議案が原案通り承認された場合には、同氏の「独立役員」としての届出を継続いたしません。
3. 同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役である者を除く）との間に、その取締役が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合には、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円または法令で規定する額のいずれか高い額となります。この規定に基づき、同氏との間で当該契約を締結しておりますが、本議案が原案通り承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

6 あ もう みのる 天羽 稔 (昭和26年12月9日生)

所有する当社株式の数：600株



再任

社外取締役候補者

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職状況

- 昭和54年 4月 デュポンファーマーイースト日本支社（現デュポン㈱）入社
 平成12年 3月 デュポン㈱取締役
 平成14年 3月 デュポン㈱常務取締役
 平成16年 3月 デュポン㈱専務取締役 兼 エンジニアリングポリマー事業部 アジア太平洋地域リージョナルディレクター
 平成17年 7月 デュポン㈱取締役副社長
 平成18年 9月 デュポン㈱代表取締役社長
 平成25年 1月 デュポン㈱代表取締役会長 兼 デュポン アジア パシフィック リミテッド社長
 平成26年 9月 デュポン㈱名誉会長
 平成27年 6月 当社取締役、現在に至る

【社外取締役候補者とした理由】

天羽稔氏は、長年にわたり、グローバルに事業を展開するデュポン㈱の経営者として活躍され、企業経営者としての豊富な経験に基づく高い見識を有しておられることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。

【その他社外取締役候補者に関する特記事項】

1. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
 なお、当社は、同氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っておりますが、本議案が原案通り承認された場合には、同氏の「独立役員」としての届出を継続いたします。
3. 同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役である者を除く）との間に、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円または法令で規定する額のいずれか高い額となります。この規定に基づき、同氏との間で当該契約を締結しておりますが、本議案が原案通り承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第2号議案

監査役1名選任の件

監査役 配島純一郎氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。

こん どう まさ ひこ
近藤 雅彦 (昭和27年9月8日生)

所有する当社株式の数：31,400株

略歴、当社における地位及び重要な兼職状況



新任

昭和52年 8月 当社入社
平成12年 7月 総務人事部長
平成16年 4月 執行役員、総務人事部長、労務、環境安全部及び広報・IR室担当
平成22年 4月 執行役員、管理本部副本部長、総務人事部、環境安全部及びグループリスクマネジメント担当
平成23年 4月 執行役員、管理本部長、グループリスクマネジメント担当及びグループ会社管理部門管掌
平成24年 6月 取締役、執行役員、管理本部長、内部監査室及びグループリスクマネジメント担当、グループ会社管理部門管掌
平成26年 4月 取締役、常務執行役員、管理本部長、内部監査室及びグループリスクマネジメント担当、グループ会社管理部門管掌
平成28年 4月 取締役、常務執行役員、管理本部及びグループ会社管理部門管掌、現在に至る

【監査役候補者とした理由】

近藤雅彦氏は、グループ会社を統括する管理部門担当の取締役として当社の経営に携わり、経営基盤の強化やグループリスクマネジメント体制の構築及び強化を推し進めてきました。これらの事業経営、労務・会計・財務に関する知見及び経験から、新たに監査役候補者といたしました。

【その他監査役候補者に関する特記事項】

1. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、その監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円または法令で規定する額のいずれか高い額となります。この規定に基づき、本議案が原案通り承認された場合には、新たに同氏との間で当該契約を締結する予定であります。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠監査役の選任の効力は、次期定時株主総会開始の時までとし、また、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消することができるものとさせていただきます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次の通りであります。

ち はら ひろ すけ
千原宏典 (昭和20年12月30日生)

所有する当社株式の数：5,500株

略歴、当社における地位及び重要な兼職状況

平成9年6月 住友金属鉱山(株)取締役
平成12年6月 同社常務取締役
平成15年6月 同社取締役専務執行役員
平成18年6月 同社常任監査役(常勤)
平成19年6月 エヌ・イーケムキャット(株)社外監査役
平成20年6月 住友金属鉱山(株)顧問
平成21年7月 一般社団法人日本メタル経済研究所客員研究員
平成22年1月 (株)ジパング・ホールディングス社外取締役
平成23年6月 当社社外監査役
平成24年6月 一般社団法人日本メタル経済研究所理事長

【補欠の社外監査役候補者とした理由】

千原宏典氏は、住友金属鉱山(株)において長年経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、就任された場合には社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。

なお、同氏には、第98期より第101期まで当社の社外監査役としての的確な助言をいただくとともに、独立の立場を保持し、厳正な監査を執行していただきました。

【補欠の社外監査役候補者に関する特記事項】

1. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしております。
また、同氏は、東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」としての要件も満たしております。
3. 同氏が社外監査役に就任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏の会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。
なお、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円または法令で規定する額のいずれか高い額となります。

第4号議案

取締役及び執行役員に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役を除く。以下本議案において同じ）の報酬は、「基本報酬」及び「賞与」で構成されていますが、新たに、当社の取締役及び執行役員（以下「取締役等」という）を対象とする株式報酬制度（以下「本制度」という）の導入をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案は、平成18年6月29日開催の第92回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額300百万円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人としての給与及び賞与を含む）とは別枠で、取締役に對して株式報酬を支給するものいたします。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第1号議案「取締役6名選任の件」が原案通り承認可決されますと4名となります。また、上記のとおり、本制度は、執行役員も対象としており（現時点で本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は7名）、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では、それらの執行役員が本信託（下記2.(2)に定義される）の対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役の報酬等として、その額及び内容を提案するものであります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当該信託を通じて取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という）の交付及び給付（以下「交付等」という）を行う株式報酬制度です。（詳細は(2)以降のとおり）

① 本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者

・ 当社の取締役及び執行役員（社外取締役を除く）

② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響

当社が拠出する金員の上限
（下記(2)のとおり）

・ 連続する3事業年度を対象として、合計200百万円

取締役等が取得する当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法
(下記(2)及び(3)のとおり)

- ・取締役等に付与されるポイントの1年あたりの総数の上限を140千ポイントとするため、対象期間ごとに取締役等が取得する当社株式等の数の上限は、当該上限に対象期間の事業年度数である3を乗じた数に相当する420千株となります。取締役等に付与されるポイントの1年あたりの総数の上限に対応する株式数の発行済株式の総数(平成28年3月31日時点であり、自己株式控除後)に対する割合は0.01%以下
- ・当社株式は、株式市場または当社(自己株式処分)から取得

③ 取締役等に対する株式等の交付等の時期(下記(4)のとおり)

- ・退任時

(2) 当社が拠出する金員の上限

当社は、連続する3事業年度(当初は平成29年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。以下「対象期間」という)を対象とします。

当社は、対象期間ごとに合計200百万円を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託(以下「本信託」という)を設定(下記の信託期間の延長を含む。以下同じ)します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社(自己株式処分)から取得します。当社は、信託期間中、取締役等に対するポイント(下記(3)のとおり)の付与及び当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計200百万円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与及び当社株式等の交付等を継続します。但し、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く)及び金銭(以下「残存株式等」という)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、200百万円の範囲内とします。

(3) 取締役等が取得する当社株式等の数の算定方法及び上限

取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、一定の算定式に従って、役位及び業績目標の達成度等に応じて付与されるポイントに基づき、取締役会において定めます。なお、1ポイント＝1株とし、本信託に属する当社株式が株式の分割・株式の無償割当て・株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイントあたりに交付等が行われる当社株式の数を調整します。

取締役等に付与されるポイント数の1年あたりの総数の上限（以下「年間付与ポイント数上限」という）は、140千ポイントとします。そのため、対象期間ごとに本信託が取得する当社株式の数の上限は、当該年間付与ポイント数上限に対象期間の事業年度数である3を乗じた数に相当する株数（以下「取得株数上限」という）である420千株となります。この取得株数上限は、上記(2)の信託金上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

(4) 取締役等に対する株式交付時期

受益者要件を充足した取締役等は、退任時に、上記(3)に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるとします。このとき、当該取締役等は、役位に基づき、当該ポイントの70～80%に相当する当社株式について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に取締役等が死亡した場合及び国内非居住者となった場合等は、その時点で付与されている累積ポイント数に応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役（死亡した場合は、当該取締役等の相続人）が受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

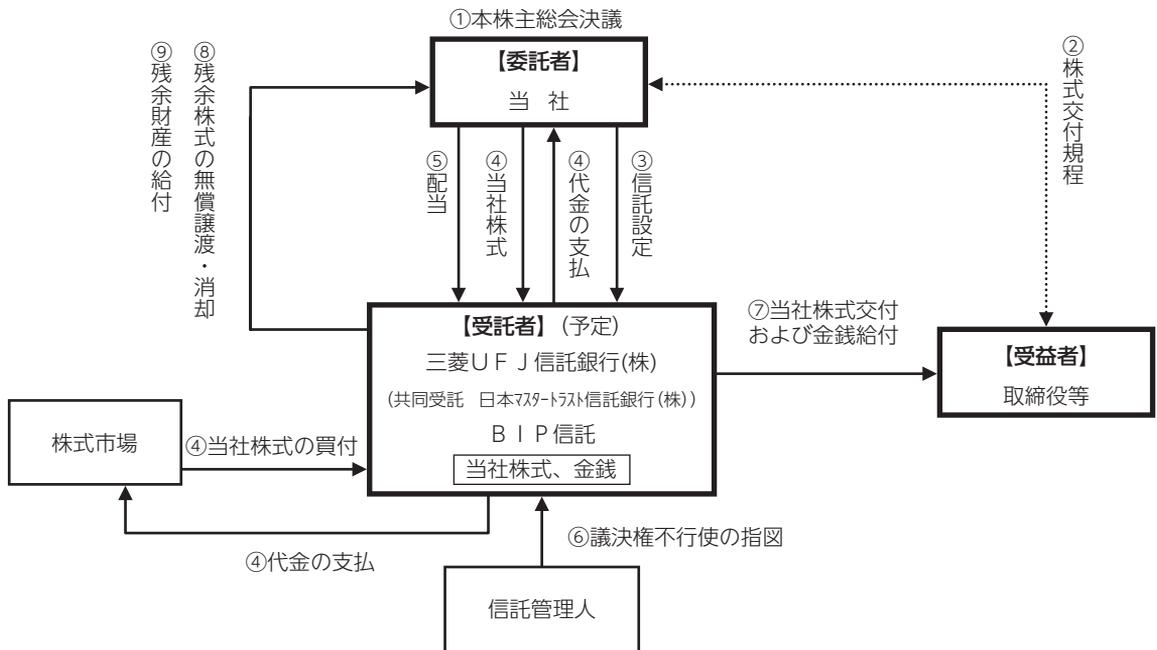
(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(参考)

なお、本制度の詳細については、「当社取締役および執行役員に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ」(後記ご参考：平成28年5月9日付プレスリリースの抜粋)をご参照ください。

(ご参考：当社平成28年5月9日付プレスリリースの抜粋)



- ① 当社は、本制度の導入に関して、本株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において本制度に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①の本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託（以下「本信託」という）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。本信託が取得する株式数は、①における本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、毎事業年度における役位及び業績達成度等に応じて、取締役等に一定のポイント数が付与されます。一定の受益者要件を充足する取締役等に対して、当該取締役等の退任時に、付与されたポイント数の一定割合に相当する当社株式が取締役等に交付され、残りのポイント数に相当する数の当社株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑧ 信託期間中における業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び本信託への追加信託を行うことにより、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体へ寄附を行う予定です。

(注) 受益者要件を充足する取締役等への当社株式等の交付等により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

なお、当社は、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

以上

第102期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の概要

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や日銀の金融緩和政策により設備投資の伸びや雇用環境の改善がみられた他、円安基調の継続により輸出企業において収益改善がみられるなど、緩やかな景気回復をみせることとなりました。海外経済におきましては、米国経済は良好な雇用環境に支えられ堅調に推移しましたが、欧州経済は輸出に伸び悩み、中国経済の停滞により新興国や資源国においても景気減速が懸念されることとなりました。

このような状況の中、当社の属する管材業界におきましては、国内の荷動きに活発さが欠け、海外においても原油価格の下落から、投資が抑制されるなど厳しい環境でありました。一方で当連結会計年度は、半導体製造設備向けで大幅増収となった他、昨年度買収したインド子会社の売上も今期より寄与するなどバルブ事業の売上が増加したことにより、伸銅品事業及びその他事業では減収となりましたが、売上高の総額は前期比0.2%増の1,172億78百万円となりました。

損益面では、営業利益は、バルブ事業において、半導体製造設備向けの増収やタイ他海外製造子会社における収益改善により前期比5.2%増の72億45百万円となりました。経常利益は、為替差益の減少などにより前期比3.7%減の73億円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、前期において計上したキッツウェルネスの株式譲渡益の減少により前期比28.6%減の49億15百万円となりました。

事業セグメント別の概況は以下の通りであります。

イ. バルブ事業

バルブ事業の外部売上高は、国内市場において、建築設備向けで流通在庫調整の影響はありましたが、半導体製造設備向けや工業用フィルターが好調に推移し、海外市場向けでも、為替の円安効果の他、今期よりインド子会社（MICRO PNEUMATICS PVT. LTD.）の売上も加わったことから、前期比3.8%増の935億79百万円となりました。営業利益は、技術情報システム開発に係るソフトウェア関連費用やM&A関連費用などのコストの増加はありましたが、原価低減の効果に加え、半導体製造設備向けで増収となったこと、水道用バルブにおいて収益性の高い耐震性バルブへの置き換えが進んだこと及びタイ製造子会社において原材料である銅相場下落や現地通貨安により収益が向上したことなどにより、前期比9.2%増の103億84百万円となりました。

ロ. 伸銅品事業

伸銅品事業の外部売上高は、第2四半期より北東技研工業(株)が新たに連結対象となりましたが、黄銅棒の販売価格に影響する材料市況が期を通じて下落したため、前期比2.2%減の205億57百万円となりました。営業利益は、販売価格の下落により16百万円の営業損失（前期は2億48百万円の営業利益）となりました。

ハ. その他

その他の外部売上高は、ホテル事業ではサービスエリア関連売上が増加しましたが、前期中にフィットネス事業を譲渡したことに伴い、売上、利益とも大幅に減少し、売上高は前期比46.4%減の31億41百万円となり、営業利益は、前期比67.6%減の75百万円となりました。

企業集団の事業セグメント別外部売上高

(単位 百万円)

事業セグメント の名称	第101期 (平成27年3月期)		第102期 (平成28年3月期)		前 期 比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
バルブ事業	90,152	77.0%	93,579	79.8%	3,427	3.8%
伸銅品事業	21,021	18.0	20,557	17.5	△463	△2.2
そ の 他	5,863	5.0	3,141	2.7	△2,721	△46.4
合 計	117,036	100	117,278	100	242	0.2

② 設備投資の状況

バルブ事業においては、当社及びタイ製造子会社において新規生産設備・更新投資などを行い、伸銅品事業においても、新規生産設備・更新投資などを行ったことにより、設備投資の総額は43億43百万円となりました。

③ 資金調達の状況

当事業年度は、長期借入金32億19百万円を返済し、第2回無担保公募社債60億円の償還を行いました。一方で第3回無担保公募社債100億円の発行などを行った結果、有利子負債残高は前期比35億82百万円増の250億8百万円となりました。

④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成27年11月5日をもって、ブラジルのバルブ製造販売会社 Metalúrgica Golden Art's Ltda.の全持分を取得し連結子会社としております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位 百万円)

区 分	第99期 (平成25年3月期)	第100期 (平成26年3月期)	第101期 (平成27年3月期)	第102期 (平成28年3月期)
売上高	111,275	117,355	117,036	117,278
経常利益	6,521	6,501	7,581	7,300
親会社株主に帰属 する当期純利益	4,039	3,564	6,881	4,915
1株当たり当期純利益	36.98円	32.63円	63.22円	45.50円
総資産	99,972	107,583	115,790	119,422
純資産	60,219	66,777	75,493	76,096
1株当たり純資産	542.41円	601.56円	686.47円	700.17円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、上記発行済株式総数については自己株式を除いております。

2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(第100期)

バルブ事業において海外市場向けで増収となったことに加え、国内市場向けも、第4四半期における一部製品価格の値上げと消費税率引き上げ前の駆け込み需要により増収となり、伸銅品事業においても大幅な増収となった結果、売上高は前期比5.5%増の1,173億55百万円となりました。損益面では、営業利益は、バルブ事業において、円安に伴う海外生産品の輸入価格上昇の影響が大きく、また、価格競争の激化などにより販売価格が下落した結果、前期比1.3%減の64億70百万円、経常利益は、為替差益の計上はありましたが、前期比0.3%減の65億1百万円となりました。当期純利益につきましては、税務調査の進展に関連して約7億円の過年度法人税等を見積もり計上した結果、前期比11.8%減の35億64百万円となりました。

(第101期)

バルブ事業において国内市場向けでは、前第4四半期に実施した一部製品価格の値上げ効果はあったものの、消費税増税前の駆け込み需要の反動等の影響による販売数量の減少があり減収となりました。一方、海外市場向けにおいては為替が円安で推移したこともあり増収となりました。また、伸銅品事業でも前期並みの売上を確保しましたが、フィットネス事業を行う子会社、(株)キッツウェルネスの株式を平成26年10月1日に外部に譲渡し同社が当社の連結対象から離脱したことなどによりその他の売上が減収となったため、売上高の総額は前期比0.3%減の1,170億36百万円となりました。

損益面では、営業利益は、国内市場向けにおける価格改定効果や海外市場向けでの円安による収益改善効果などにより、バルブ事業の収益が大きく改善し、前期比6.4%増の68億86百万円となりました。経常利益につきましても為替差益の計上などがあり前期比16.6%増の75億81百万円となりました。当期純利益につきましては、キッツウェルネス株式の譲渡益を特別利益に計上したことにより、前期比93.1%増の68億81百万円となりました。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位 百万円)

区 分	第99期 (平成25年3月期)	第100期 (平成26年3月期)	第101期 (平成27年3月期)	第102期 (平成28年3月期)
売 上 高	65,188	64,438	66,569	64,159
経 常 利 益	3,853	3,275	4,450	3,557
当 期 純 利 益	2,541	1,782	4,728	2,494
1株当たり当期純利益	23.26円	16.32円	43.44円	23.09円
総 資 産	84,051	84,452	91,441	94,407
純 資 産	52,047	53,180	57,217	57,229
1株当たり純資産	476.53円	486.91円	528.72円	533.78円

(注) 注記事項につきましては、①企業集団の財産及び損益の状況の注記をご参照ください。

(3) 企業集団が対処すべき課題

国内経済は、各種経済対策や雇用環境の改善はあるものの設備投資には力強さが見られず、昨年並に推移するものと予想されます。また、海外経済も、原油価格の低迷や中国の景気停滞による新興国や資源国経済の減速、アメリカの金融政策の正常化など先行き不透明な状況であります。

本年は、第3期中期経営計画のスタート年度であり、その達成に向けての諸施策を実行してまいります。

主力のバルブ事業におきましては、重点市場分野を当社グループの強みを生かせる「建築設備」、 「石油化学・一般化学」、 「クリーンエネルギー（水素・LNG）」の3つに絞り、それぞれの分野に特化した新製品を投入することで販売シェアの拡大を図ります。また、縦（機能別組織）と横（全社横断組織）のマトリックス体制により、「組織」のマネジメントと「製品」のマネジメントの両輪を強化し、事業戦略を推進してまいります。

製品のマネジメントについては「プロダクトマネジメントセンター」を新設し、重点市場分野の徹底したマーケティングにより、戦略に基づいた必要な製品群を適時かつ迅速に投入してまいります。

さらに、重点地域である3極（欧州・米州・アセアン）2拠点（中国・インド）の海外拠点に、販売機能のみならず、マーケティング、エンジニアリング、メンテナンスなどの機能を持たせ複合化し、現地経営判断の迅速化や、MRO（メンテナンス・リペアアンドオペレーション）ビジネスの強化などにより売上の拡大を図ります。また、国内市場では東京事務所を拠点とした首都圏再開案件需要の取り込みと、新規エンドユーザーの開拓活動を継続してまいります。

生産面におきましては、主に調達・購買においてグループでコスト改善推進体制を強化するとともに、積算・設計業務を集約した「エンジニアリングセンター」を設置して特注品の採算向上を図りグローバルで戦えるコストを実現してまいります。

開発面におきましては、モジュール設計に基づく部品の統廃合を行い、コストダウンや管理工数の低減に加えて、設計や開発の業務効率の向上と納期短縮を目的としたPLM（プロダクト・ライフサイクル・マネジメント）システムの導入につきましても引き続き進めてまいります。

伸銅品事業につきましては、黄銅棒の拡販と生産の効率化に加え、黄銅棒を原材料とする切削加工品、鍛造品などの高付加価値製品の生産の拡大を図るなど、収益の向上に努めてまいります。

その他では、ホテル事業においては、お客様に感動をお届けするサービスと快適な施設の提供により、さらなる集客を図ります。新規事業である水事業では、閉鎖循環型の陸上養殖ビジネスの早期確立を目指してまいります。

(4) 重要な子会社の状況（平成28年3月31日現在）

名 称	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
東洋バルブ(株)	100百万円	100%	バルブの仕入販売
(株)清水合金製作所	90百万円	93.3	バルブの製造販売
(株)キッツエスシーティ	300百万円	100	半導体製造装置用配管部材の製造販売
(株)キッツマイクロフィルター	90百万円	100	濾過用機器及びその付属品の製造販売
KITZ (THAILAND) LTD.	500百万タイバーツ	92	バルブの製造販売
台湾北澤股份有限公司	200百万台湾元	100	バルブの製造販売
北澤閥門(昆山)有限公司	49百万中国元	100	バルブの製造販売
北澤精密機械(昆山)有限公司	62百万中国元	100(100)	バルブの製造販売
北澤半導体閥門(昆山)有限公司	22百万中国元	100(100)	半導体製造装置用配管部材の製造販売
連雲港北澤精密閥門有限公司	42百万中国元	100	バルブの製造販売
KITZ CORP. OF AMERICA	3,000千米ドル	100	バルブの仕入販売
Metalúrgica Golden Art's Ltda.	64,000千ブラジルリアル	100	バルブの製造販売
KITZ CORP. OF EUROPE, S.A.	421千ユーロ	100	バルブの製造販売
KITZ Europe GmbH	500千ユーロ	100	バルブの仕入販売
Perrin GmbH	1,538千ユーロ	100(100)	バルブの製造販売
KITZ CORP. OF ASIA PACIFIC PTE. LTD.	11,142千米ドル	100	バルブの仕入販売
(株)キッツメタルワークス	490百万円	100	伸銅品の製造販売
(株)ホテル紅や	490百万円	100	ホテル及びレストランの経営

- (注) 1. 出資比率の()内は、子会社による出資比率を内数で表示しております。
2. (株)清水合金製作所は、当期中に非支配株主より株式を取得したため、出資比率が増加しております。
3. Metalúrgica Golden Art's Ltda.は、平成27年11月5日をもって全持分を取得しております。
4. 当事業年度末において特定完全子会社はありません。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループの主要な製品または事業名

事業区分	主要な製品または事業名
バルブ事業	青銅バルブ、鉄鋼バルブ、その他バルブ関連製品、濾過関連製品及びその付属品の製造販売
伸銅品事業	伸銅品及び伸銅加工品の製造販売
その他	ホテル及びレストランの経営

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所及び工場

名称	所在地	名称	所在地
本社	千葉市	新潟営業所	新潟市
長坂工場	山梨県北杜市	北陸営業所	富山市
伊那工場	長野県伊那市	甲信営業所	長野県茅野市
茅野工場	長野県茅野市	東海営業所	静岡市
北海道営業所	札幌市	名古屋営業所	名古屋市
東北営業所	仙台市	大阪営業所	大阪市
北関東営業所	さいたま市	岡山営業所	岡山市
東京営業所	東京都中央区	広島営業所	広島市
横浜営業所	横浜市	九州営業所	福岡市

② 子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地
東洋バルブ(株)	東京都中央区
(株)清水合金製作所	滋賀県彦根市
(株)キッツエスシーティ	群馬県太田市
(株)キッツマイクロフィルター	長野県諏訪市
KITZ (THAILAND) LTD.	タイ (サムットプラカーン県)
台湾北澤股份有限公司	台湾 (高雄市)
北澤閥門(昆山)有限公司	中華人民共和国 (江蘇省)
北澤精密機械(昆山)有限公司	中華人民共和国 (江蘇省)
北澤半導体閥門(昆山)有限公司	中華人民共和国 (江蘇省)
連雲港北澤精密閥門有限公司	中華人民共和国 (江蘇省)
KITZ CORP. OF AMERICA	アメリカ (テキサス州)
Metalúrgica Golden Art's Ltda.	ブラジル (リオグランデ・ド・スル州)
KITZ CORP. OF EUROPE, S.A.	スペイン (バルセロナ県)
KITZ Europe GmbH	ドイツ (ヘッセン州)
Perrin GmbH	ドイツ (ヘッセン州)
KITZ CORP. OF ASIA PACIFIC PTE. LTD.	シンガポール
(株)キッツメタルワークス	長野県茅野市
(株)ホテル紅や	長野県諏訪市

(注) (株)キッツエスシーティの主要な事業所は、工場所在地を記載しております。

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業の種類別セグメントの名称	使用人数	前期末比増減
バルブ事業	4,119名	399名増
伸銅品事業	188	27名増
その他の	92	1名増
全社（共通）	57	3名減
合計	4,456	424名増

- (注) 1. 上記には、当社グループからグループ外への出向者及び臨時・嘱託の使用人を含めておりません。
 2. 全社（共通）は、特定のセグメントに属さない管理部門の使用人数であります。
 3. 前期末比の主な増減要因として、バルブ事業ではブラジルの製造販売会社 Metalúrgica Golden Art's Ltda.を子会社化したことにより423名増加、伸銅品事業では製造販売会社の北東技研工業(株)を子会社化したことにより21名増加しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,239名	12名増	41.2歳	15.8年

(注) 上記には、出向者及び臨時・嘱託の使用人を含めておりません。

(8) 企業集団の主要な借入先及び借入額（平成28年3月31日現在）

(単位 百万円)

名称	借入金残高
株式会社三井住友銀行	2,473
株式会社みずほ銀行	2,045
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,291
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,291
株式会社八十二銀行	1,133

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 400,000,000株

② 発行済株式の総数 107,215,289株

(注) 1. 平成28年2月15日付にて実施した自己株式の消却に伴い、発行済株式の総数は10,000,000株減少しております。

2. 発行済株式の総数には、当事業年度末において保有する自己株式3,181,222株を含めておりません。

③ 株主数 11,921名

(注) 株主数には、当社を含めております。

④ 大株主（上位10名）

名 称	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	10,317千株	9.62%
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	5,197	4.85
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	4,359	4.07
北 沢 会 持 株 会	3,979	3.71
公 益 財 団 法 人 北 澤 育 英 会	3,411	3.18
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	3,353	3.13
キ ッ ツ 取 引 先 持 株 会	3,007	2.80
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	2,848	2.66
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,553	2.38
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,553	2.38

(注) 1. 当社は、平成28年3月31日現在、自己株式3,181千株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

2. 上記の持株数には、信託業務に係る株式を次の通り含んでおります。

日本トラスティ・サービス信託銀行(株) 10,317千株

3. 日本生命保険(相)の持株数には、特別勘定年金口55千株を含んでおります。

4. 住友生命保険(相)の持株数には、特別勘定口100千株及び変額口103千株を含んでおります。

5. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式3,181,222株を除いて計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況 (平成28年3月31日現在)

① 取締役及び監査役の状況

氏名	当社における地位及び担当
堀田 康之	代表取締役社長 (社長執行役員)
名取 敏照	取締役 (専務執行役員、バルブ事業統括本部長及びNEW KICSセンター長、グループ会社生産部門管掌、営業部門管掌)
近藤 雅彦	取締役 (常務執行役員、管理本部長、内部監査室及びグループリスクマネジメント担当、グループ会社管理部門管掌)
平島 孝人	取締役 (執行役員、バルブ事業統括本部技術本部長及びグループ会社技術部門管掌)
松本 和幸	取締役
天羽 稔	取締役
配島 純一郎	常勤監査役
我妻 孝文	常勤監査役
光藤 昭男	監査役
高井 龍彦	監査役

- (注) 1. 取締役 松本和幸及び天羽稔の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 なお、当社は、両氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。
2. 監査役 光藤昭男及び高井龍彦の両氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。
 なお、当社は、両氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。
3. 当事業年度中における取締役の異動

(1) 新任取締役

氏名	就任時の地位	就任年月日
天羽 稔	取締役	平成27年6月26日

(2) 退任取締役

氏名	退任時の地位	退任年月日
草野 成郎	取締役	平成27年6月26日

4. 当事業年度中における監査役の異動

(1) 新任監査役

氏名	就任時の地位	就任年月日
高井龍彦	監査役	平成27年6月26日

(2) 退任監査役

氏名	退任時の地位	退任年月日
千原宏典	監査役	平成27年6月26日

5. 当事業年度末以降における取締役の担当の主な変更

氏名	変更後	変更前	変更年月日
近藤雅彦	取締役、常務執行役員、管理本部及びグループ会社管理部門管掌	取締役、常務執行役員、管理本部長、内部監査室及びグループリスクマネジメント担当、グループ会社管理部門管掌	平成28年4月1日
平島孝人	取締役、執行役員、バルブ事業統括本部技術本部長及び同統括本部プロダクトマネジメントセンター長、グループ会社技術部門管掌	取締役、執行役員、バルブ事業統括本部技術本部長及びグループ会社技術部門管掌	平成28年4月1日

- 監査役 配島純一郎氏は、長年にわたり管理部門担当取締役専務執行役員として当社の経営に携わり、事業経営及び会計・財務に関する知識・経験が豊富であり、監査役に期待される相当程度の知見を有しております。
- 監査役 我妻孝文氏は、長年にわたり当社の執行役員海外営業本部長として事業経営の経験を重ねており、監査役に期待される相当程度の知見を有しております。
- 監査役 光藤昭男氏は、(株)荏原製作所の取締役常務執行役員等を歴任するなど、事業経営全般に知識・経験が豊富であり、監査役に期待される相当程度の知見を有しております。
- 監査役 高井龍彦氏は、三井金属鉱業(株)において、長年同社の経理業務を担当されたのち、最高財務責任者(CFO)等を歴任するなど、事業経営及び会計・財務に関する知識・経験が豊富であり、監査役に期待される相当程度の知見を有しております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役である者を除く）及び監査役の責任を合理的な範囲にとどめ、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役である者を除く）及び監査役との間に、その取締役及び監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各取締役（業務執行取締役である者を除く）及び各監査役との間で当該契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

③ 取締役及び監査役の主な兼職の状況

区 分	氏 名	兼職する他の法人名	兼職の内容
取 締 役	名 取 敏 照	KITZ CORP. OF AMERICA	取 締 役
		KITZ Europe GmbH	取 締 役
		KITZ CORP. OF ASIA PACIFIC PTE. LTD.	取 締 役
常 勤 監 査 役	近 藤 雅 彦	(株)ホテル紅や	取 締 役
		東洋バルヴ(株)	監 査 役
	配 島 純 一 郎	(株)清水合金製作所	監 査 役
		(株)キッツエスシーティー	監 査 役
		(株)キッツマイクロフィルター	監 査 役
		台湾北澤股份有限公司	監 査 役
		北澤半導体閥門(昆山)有限公司	監 査 役
	我 妻 孝 文	(株)キッツメタルワークス	監 査 役
		(株)ホテル紅や	監 査 役
		北澤精密機械(昆山)有限公司	監 査 役
		北澤閥門(昆山)有限公司	監 査 役
連雲港北澤精密閥門有限公司		監 査 役	

(注) 兼職する他の法人で当社と同一の事業に属する法人は次の通りであります。

(名 称)	(事業の内容)
東洋バルヴ(株)	バルブの仕入販売
(株)清水合金製作所	バルブの製造販売
(株)キッツエスシーティー	半導体製造装置用配管部材の製造販売
台湾北澤股份有限公司	バルブの製造販売
北澤閥門(昆山)有限公司	バルブの製造販売
北澤精密機械(昆山)有限公司	バルブの製造販売
北澤半導体閥門(昆山)有限公司	半導体製造装置用配管部材の製造販売
連雲港北澤精密閥門有限公司	バルブの製造販売
KITZ CORP. OF AMERICA	バルブの仕入販売
KITZ Europe GmbH	バルブの仕入販売
KITZ CORP. OF ASIA PACIFIC PTE. LTD.	バルブの仕入販売

④ 当事業年度末における執行役員（兼任取締役を除く）の氏名並びに当社における地位及び担当

氏名	当社における地位及び担当	
下 平 和 彦	執行役員	法務部長、知的財産部担当
村 澤 俊 之	執行役員	経営企画本部長、関連事業（伸銅品事業、サービス事業）担当
木 村 太 郎	執行役員	管理本部副本部長、経理部及び内部統制担当
平 林 一 彦	執行役員	バルブ事業統括本部生産本部長
坂 根 哲 夫	執行役員	バルブ事業統括本部国内営業本部長
小 出 幸 成	執行役員	IT統括センター長
小 山 順 之	執行役員	CS統括センター長

(注) 1. 当事業年度中における執行役員（兼任取締役を除く）の異動
新任執行役員

氏名	就任時の地位及び担当	就任年月日
小 出 幸 成	執行役員 IT統括センター長	平成27年4月1日
小 山 順 之	執行役員 CS統括センター長	平成27年4月1日

2. 当事業年度末以降における執行役員（兼任取締役を除く）の異動
新任執行役員

氏名	就任時の地位及び担当	就任年月日
河 野 誠	執行役員 経営企画本部長、関連事業（伸銅品事業、サービス事業）担当	平成28年4月1日

3. 当事業年度末以降における執行役員（兼任取締役を除く）の担当の主な変更

氏名	変更後	変更前	変更年月日
村 澤 俊 之	管理本部長、内部監査室及びグループリスクマネジメント担当	経営企画本部長、関連事業（伸銅品事業、サービス事業）担当	平成28年4月1日

⑤ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 員	報酬等の額
取 締 役	7名	163百万円
監 査 役	5	55
計	12	218

(注) 1. 取締役及び監査役の年間報酬限度額は、株主総会において次の通り決議されております。

取締役報酬額（使用人兼務取締役の使用人としての給与及び賞与を含む）

年額300百万円以内（平成18年6月29日開催の定時株主総会）

監査役報酬額

年額70百万円以内（平成6年6月29日開催の定時株主総会）

2. 当事業年度末現在の人員は、取締役6名、監査役4名の計10名であります。

上記には、平成27年6月26日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名が含まれておりません。

3. 上記には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与及び賞与は含んでおりません。

なお、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は33百万円、賞与は29百万円であります。

4. 報酬等の額には、当事業年度に役員賞与引当金として計上した役員賞与49百万円を含んでおります。

5. 上記のうち、社外取締役3名の報酬等の合計額は14百万円、社外監査役3名の報酬等の合計額は13百万円であります。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

a. 社外取締役 松本和幸氏は、株式会社トプコンの社外取締役を兼任しております。なお、当社と当社との間には特別の関係はありません。

b. 社外監査役 光藤昭男氏は、特定非営利活動法人日本プロジェクトマネジメント協会の理事長（常勤）を兼任しております。なお、同協会と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動の状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	松 本 和 幸	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回出席し、議案審議に必要な意見の表明を行いました。
取 締 役	天 羽 稔	平成27年6月26日開催の定時株主総会にて新たに選任された以降、当事業年度中に開催された取締役会12回全てに出席し、議案審議に必要な意見の表明を行いました。
監 査 役	光 藤 昭 男	当事業年度開催の取締役会16回のうち12回出席し、議案審議に必要な意見の表明を行いました。また、当事業年度開催の監査役会15回のうち11回出席し、取締役の職務の執行全般について、その監査の方法その他監査役としての職務の執行に関する事項について審議を行いました。
監 査 役	高 井 龍 彦	平成27年6月26日開催の定時株主総会にて新たに選任された以降、当事業年度中に開催された取締役会12回のうち11回出席し、議案審議に必要な意見の表明を行いました。また、選任された以降、開催された監査役会10回全てに出席し、取締役の職務の執行全般について、その監査の方法その他監査役としての職務の執行に関する事項について審議を行いました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

当事業年度に係る当社が支払うべき報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	85百万円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）に係る報酬等の額	43百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	128百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額に記載した金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）とは、P L M（プロダクト・ライフサイクル・マネジメント）システム導入等に関する助言業務などであります。
3. 当社の重要な海外子会社におきましては、当社の会計監査人以外の監査人の監査を受けております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人が監査計画の策定において、監査品質を確保するために必要十分な監査体制と監査時間を見込んでいくかについて監査役会の定めた評価基準に沿って検討するとともに、前期の監査の有効性・効率性、追加報酬精算の有無、監査時間と報酬単価の過年度推移、報酬見積りの算定根拠及び非監査業務契約の締結状況等を勘案し審議した結果、会計監査人の監査計画は適切であり、その報酬等の額は相当であると判断し、同意いたしました。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- イ. 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。
- ロ. 会計監査人の独立性、適格性等に重大な疑義が認められる場合、または職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制等に重要な不備が認められ、監査品質の確保に向けた改善の見込みがないと思われる場合など、会計監査人が監査品質を維持し、継続してその職務を適正に遂行することが困難であると判断される場合には、監査役会は、当該会計監査人を解任または不再任とする株主総会の議案の内容及び新たな会計監査人を選任する議案の内容を決定いたします。

ハ. 監査役会が、会計監査人の監査品質、独立性、適格性、信頼性、有効性、効率性等を総合的に評価し、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合には、監査役会は、現任の会計監査人を再任せず、新たな会計監査人を選任する株主総会の議案の内容を決定いたします。

⑤ 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分の内容
金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

イ. 処分対象

新日本有限責任監査法人

ロ. 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）
※併せて、同日、約21億円の課徴金納付命令に係る審判手続開始を決定
(平成28年1月22日付で21億1,100万円の課徴金納付命令を決定)

ハ. 処分理由

- a. 当該監査法人は、(株)東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、7名の公認会計士が相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- b. 当該監査法人の運営が著しく不当と認められた。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

① 内部統制の基本方針

当社は、「キッツ宣言」に示される企業理念及びそれに基づく「行動指針」に適った企業活動を行うとともに、グループ企業の基盤を健全かつ強固なものにするため、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の取締役会において、当社の業務及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）に関する基本方針（以下「内部統制の基本方針」という）を次の通り決定しております。当社は、本方針に従って内部統制システムを適切に構築し、運用する体制を実現します。なお、平成27年6月11日開催の取締役会において「内部統制の基本方針」の変更を行いました。

(キッツ宣言)

キッツは、創造的かつ質の高い商品・サービスで企業価値の持続的な向上を目指し、ゆたかな社会づくりに貢献します。

(キッツ宣言解説)

キッツは、お客様、社員、ビジネスパートナー、社会のそれぞれの満足を充実させることが、株主価値を高め、企業価値を持続的に向上させることにつながり、そのことが同時に、全てのステークホルダーの満足とゆたかな社会づくりにつながるものと考えております。

(行動指針)

- Do it True（誠実・真実）
 - ・誠実で規律ある行動をすること
 - ・最高の品質を守ること
 - ・ステークホルダー全体を考慮すること
- Do it Now（スピード・タイムリー）
 - ・行動が迅速で素早く対応すること
 - ・時間を無駄にしないこと
 - ・現在を充実させること

■ Do it New（創造力・チャレンジ）

- ・新しいものを創り出すこと
- ・新しいことにチャレンジすること
- ・自分と仕事を常に成長・進化させること

- ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務及び当社の子会社（子会社各社を以下「グループ各社」という）からなる企業集団（以下「グループ全社」という）の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令等で定める体制

当社の取締役は、当社の使用人及びグループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、キッツ宣言、行動指針、コンプライアンス行動規範、環境経営方針、グループ財務の基本方針及びその他当社及びグループ各社の取締役会が定める方針に従い、その実践と遵守を徹底して行い、率先して範を示す。

イ. 当社及びグループ各社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及びグループ各社の取締役は、その職務の執行に係る重要な文書（電磁的記録を含む）その他の重要な情報を、各社の社内規程に基づき担当職務に従い適切に保存し管理する。

ロ. 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社は、当社及びグループ各社の企業価値の持続的な向上を実現することを脅かす様々な経営上のリスクに対し、その抽出と評価、必要とされるものについて対応と軽減措置を講じるために、当社においてグループリスクマネジメント担当取締役を設置し、キッツグループのリスクマネジメントを推進する。
- b. 当社は、当社及びグループ各社に予想される大震災等による事業中断に関するリスクに対して、事業継続計画（BCP）を整備し、運用する。
- c. 当社は、グループ全社に係る管理規程を定め、当社の内部監査室をしてグループ全社の内部監査を実施し、その他グループ各社からの当社に対する承認取得及び報告事項を定めることなどにより、グループ一体となった損失の危機の管理を推進する。

- d. 当社は、当社及びグループ各社の経営上のリスクを評価し、必要な対応を当社の代表取締役または取締役会に具申する次の委員会組織を設置し、運用する。
- ・ 内部統制委員会
当社及びグループ各社における財務報告の信頼性の確保、資産の保全、業務の有効性と効率性、その他業務の適正を確保するための内部統制システム構築に関する方針の策定、進捗管理及び構築上の問題点の把握を行う。
 - ・ C & C（クライシス&コンプライアンス）管理委員会
当社及びグループ各社にC & C管理委員会を設置し、リスクを未然に防止する施策及び発生した危機への対応並びに内部通報等に係る諸問題の解決を行う。
 - ・ 投融資審査委員会
当社は、規定に基づき当社及びグループ各社の重要な投融資に関するリスクを評価し、計画の推進、必要ある場合は計画の中止及び見直し等について当社及びグループ各社の代表取締役、取締役会または当該投融資の計画責任者等に意見を具申する。
 - ・ その他の委員会
当社及びグループ各社は、特定の法令、個別の課題等のリスクについて関連する会社で連携し、横断する委員会を設ける等して必要な対策を実施する。
- ハ. 当社及びグループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 当社の取締役会は、当社の取締役の業務執行の意思決定の適正性及び妥当性を高めるために、執行役員を兼務しない取締役（以下「監督取締役」という）及び社外取締役の監督及び監視並びに執行役員を兼務する取締役（以下「業務執行取締役」という）相互の監督及び監視の場とする。また、業務執行取締役及び執行役員から、監督取締役及び社外取締役への業務執行状況の報告の場とする。
 - b. 当社の取締役のうち2名は、豊富な経験と公正な見識を有する社外取締役とし、取締役会における経営上の決定事項につき妥当性、適正性を高める。
 - c. 当社の取締役会は、業務の委嘱内容を代表取締役、その他業務執行取締役及び執行役員に行わせることとする。また、グループ各社の取締役会は、取締役会の決定に基づき業務の委嘱内容を代表取締役及びその他業務執行取締役に行わせることとする。
 - d. 当社の代表取締役、業務執行取締役及び執行役員並びにグループ各社の代表取締役及び業務執行取締役は、業務執行の決定を委任された事項については、組織規程及び権限規程等に則り、必要な組織または手続きにより委任された事項の決定を行う。

-
- e. 当社及びグループ各社の規程は、法令等の改廃、職務執行の効率性の観点から改訂の必要ある場合は随時見直す。
 - f. 当社の代表取締役は、キッツグループ全体の重要かつ基幹となる組織を構築し、その効率的な運営と監視監督体制の整備を行う。また、グループ各社の代表取締役は、自社の基幹となる組織を構築し、その効率的な運営と監視監督体制の整備を行う。
 - g. 当社の業務執行取締役は、経営会議（執行役員会議）において、各執行役員またはその他使用人より、業務報告を受け、効率的かつ適正な業務の遂行が行われていることを監督する。

二. 当社の使用人並びにグループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の使用人並びにグループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、キッツ宣言、行動指針、コンプライアンス行動規範、環境経営方針、グループ財務の基本方針及びその他グループ各社の取締役会が定める方針の実践と徹底を行い、そのための教育及び啓蒙を行う。

- a. コンプライアンスの徹底を図るため、法令または社内ルールの違反が生じた場合に、通報、報告及び提言ができる内部通報制度を設け、その受付窓口として、C I D（コンプライアンス・インフォメーション・デスク）を当社及びグループ各社内並びに弁護士事務所内に設置するとともに、その利用について周知する。
- b. 当社は、コンプライアンス・プログラムガイドブックを作成してグループ全社の取締役及び使用人に配布し、コンプライアンスの重要性及び必要性等の教育及び啓蒙を実施する。

ホ. 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社及びグループ各社は、業務の適正と効率性を確保するための必要な規範、規程類を整備する他、必要な情報システムの構築を進める。
- b. 当社及びグループ各社における会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らし、適切妥当なものとする。
- c. 当社及びグループ各社は、反社会的勢力との関係は排除し、いかなる脅迫にも屈せず、どのような要求であっても拒否し、必要な場合は警察や弁護士等の関係機関と連携して行動し、毅然とした姿勢で反社会的勢力に対応する。

- d. 当社の代表取締役、業務執行取締役及び執行役員は、それぞれの職務分掌に従い、グループ各社が、適切な内部統制システムを整備し、運用するよう指導する。また、グループ各社の代表取締役及び取締役に対し、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を求め、指導する。
 - e. 当社は、当社の内部監査室をして、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、各社の業務全般にわたる内部統制の有効性、妥当性を確保する。
 - f. 当社の内部監査室は、業務監査の計画、実施状況及び結果を、その重要度に応じ、当社及びグループ各社の代表取締役及び業務執行取締役または取締役会及び監査役会（監査役会非設置会社は監査役）に報告する。
 - g. 監査役は、監査役制度のあるグループ各社の監査役を兼務する等、各社の経営の状況を監査し、キッツグループの連結経営状況を把握し、グループ全体の監視及び監査を実効的かつ適切に行えるよう会計監査人及び内部監査室と緊密に連携するなどの体制を構築する。
 - h. 当社のグループ各社の主管部門の責任者または代行者は、管轄するグループ会社の取締役を兼ね、経営の監視及び監督を行うと共に、職務の執行に係る事項の報告を受ける。
 - i. 当社のコーポレートスタッフ部門は、その機能別にグループ各社に対し必要により指導を行い、効率的かつ適正な業務の遂行を支援する。
- ③ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - a. 監査役の職務を補助するため、監査役室を置き、室員は2名以内とし、当該室員は補助するに足る能力を有する者とする。
 - b. 監査役室は、監査役の指示に従いその職務を行うとともに、監査役会の事務局となる。
 - ロ. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - a. 監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該室員の任命、異動等人事に関する事項は監査役会の事前の同意を得るものとする。
 - b. 監査役室員の人事考課は、監査役会が行う。

-
- ハ. 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査役室員は、専任とし、他の業務執行の役職を兼務しない。但し、グループ各社の監査役を兼ねることがある。
- 二. 当社及びグループ各社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a. 当社及びグループ各社の代表取締役及び業務執行取締役は、自らまたは執行役員その他使用人をして、取締役会、経営会議等において随時その担当する業務の執行状況について報告を行う。
 - b. 当社及びグループ各社の取締役、執行役員及び使用人は、法令又は定款に違反する行為その他会社の経営又は業績に重大な影響を与える行為・事項・事象については、把握次第速やかに、監査役に対し報告を行う。
 - c. 当社及びグループ各社の取締役及び執行役員は、監査役が業務の執行状況及び財産の状況その他の事項について報告を求めた場合は的確に対応する。当社及びグループ各社の使用人についても同様とし、監査役に直接報告することができる。
 - d. 内部監査室は、監査役との連携を図り、監査の結果及び監査の過程で得られた重要な内部情報を適時に監査役に報告するとともに監査役の求めに応じ監査情報を提供する。
- ホ. 上記③二.の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a. 上記③二.b及びcの報告は、②二.aの内部通報制度に係る通報の対象とし、当該報告（内部通報制度に基づく報告も含む）を行ったことを理由に不利な取扱いを受けない。
- ヘ. 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- a. 監査役職務の執行に伴う旅費・交通費等は、監査役会の定める規定に従い速やかに支払う。
 - b. 監査役又は監査役会の職務の執行上利用した弁護士等専門家への報酬その他の費用は、前払いの費用を含め会社が負担し支払う。

- ト. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役会は監査役4名からなり、うち2名は社外監査役とし、各監査役は豊富な経験と公正な見識に基づき、取締役会における意思決定に際し監査助言を行い、経営の透明性を確保する。
 - b. 監査役会は、定期的に代表取締役、業務執行取締役ないしは執行役員と経営上の課題について情報や意見を交換する機会を設ける。
 - c. 常勤監査役は、分担し監査役制度のあるグループ会社の監査役を兼務し、経営状況の把握に努める。
 - d. 監査役は、必要に応じて、当社及びグループ各社の重要会議に出席し、意見を述べ又は質問することができる。
 - e. 監査役又は監査役会は、会計監査人と定期的又は随時に情報交換し監査内容及び監査の品質等の把握に努める。
 - f. 監査役又は監査役会は、監査の実施に当たり、必要と認める場合は、弁護士、公認会計士その他の専門家を活用できる。

- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
当事業年度における主な運用状況は以下のとおりであります。

【ガバナンスに関する事項】

- ・業務を執行する取締役4名及び独立社外取締役2名の合計6名の取締役で構成する取締役会を毎月定例で11回開催、臨時で1回開催、決算取締役会を四半期ごとに4回開催し、法令及び定款並びに取締役会規程に基づく重要事項の決議及び業務執行報告を行いました。
また、審議・報告に際し、独立社外取締役2名及び独立社外監査役2名を含む監査役4名が、必要な意見の陳述あるいは指摘・助言をするなど、経営上の課題について闊達な議論を行いました。
- ・各子会社を統括する取締役及び執行役員が子会社の取締役又は監査役を兼任し、子会社の取締役会に毎回出席するとともに、取締役の業務執行についての監督・監視を行いました。
- ・取締役会規程を改正し、決議事項のうち比較的重要性の低い案件について執行側への権限委譲をすることで、取締役会における審議及び決議の迅速化・効率化を図りました。

【コンプライアンスに関する事項】

- ・当社は、コンプライアンス経営の推進、内部通報の対応、クライシス対応及びリスクマネジメントに関する方針決定及び実行指示並びに管理等を任務とするC&C管理委員会を設置しており、定例で4回開催、臨時で3回開催しました。また、活動実績については取締役会に報告を行いました。
- ・法務、知的財産、内部監査及びその他関係部門は、当社及び子会社の役員・従業員を対象として、企業理念、コンプライアンス、内部統制、内部監査、企業法務、知的財産及び安全保障貿易管理に関する研修を合計57回開催し、コンプライアンス経営に対する意識の高揚と知識の向上の推進を行いました。
- ・内部監査室は、内部監査規程に基づき、監査役及び会計監査人との連携を図り、第102期において、当社事業所3回、子会社7回の内部監査を実施しました。

【リスク管理に関する事項】

- ・内部統制委員会及びグループ会社内部統制連絡会を定例で2回開催し、当社及び子会社の内部統制システム運用状況の確認と今後の取組計画について審議を行いました。
- ・財務報告の信頼性を確立するため、当社をはじめ、事業規模に応じて当社子会社の内部統制の整備及び運用状況の評価を実施し、会計監査人による内部統制監査を受けました。
- ・C&C管理委員会は、訴訟・紛争、事業継続計画、メンタルヘルス、情報セキュリティその他事業上の問題について審議し、必要な施策を実施しました。
- ・C&C管理委員会の下部組織として、リスクマネジメント担当役員を中心とする事業継続計画マネジメントタスクフォースチームを設置し、リスクマネジメントの基本方針に基づき、子会社を含むグループの事業継続計画をより充実させるための取組みを進めました。
- ・投融資審査委員会を必要の都度11回開催し、取締役会規程及び投融資審査委員会規程に基づき、当社及び子会社の重要な投融資に関するリスクを評価するとともに、投融資に係る計画の推進状況の確認を行う他、必要ある場合は計画の中止及び変更等について、当該投融資計画責任者に対して意見具申を行いました。

- ・子会社を含めたグループ安全保障貿易管理委員会を定例で2回開催、臨時で1回開催、全社環境委員会を定例で1回開催、品質保証委員会を定例で1回開催、情報セキュリティ・個人情報保護委員会を定例で1回開催し、当社及び子会社に係る法令上及び個別の課題等について審議し、必要な対策を実施しました。

【監査役に関する事項】

- ・第102期は15回の監査役会を開催するほか、代表取締役社長との意見交換会等を4回開催しました。また、監査役を補助する監査役室が、監査役監査に資する情報を監査役に提供するとともに、監査役監査が実効的かつ効率的に行えるよう会計監査人との連携を図り監査補助業務を遂行しました。
- ・監査役会は、各事業年度に策定する監査の方針及び計画を代表取締役社長及び取締役会に報告するとともに、監査役監査が実効的に行われるよう、事業所の調査等において被監査部門が全面的に協力する監査環境を整備しました。
- ・監査役会は、会計監査人及び内部監査室との連携強化を図り、各監査の実効性及び効率性を高めるため、三様監査会合を定例で6回開催しました。
- ・企業集団の業務の適正を確保するための体制の監視を行うため、常勤監査役が国内及び中国・台湾の子会社の監査役を兼任し、各子会社の取締役の職務の執行状況を監視・検証しました。

4. 会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社は、現在、敵対的買収防衛策を導入していません。

5. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、配当金を株主の皆様への利益還元として経営上の重要課題と位置づけております。当面の業績動向に加え、今後の事業拡大のための設備投資、開発投資、あるいはM&Aなどの資金に加え、借入金返済、社債償還のための資金ニーズにも対応すべく内部留保の充実を図りつつ、配当の継続性、安定性にも十分留意し実施したいと考えております。

また、当面の配当性向は、上記の趣旨を勘案し、親会社株主に帰属する当期純利益の25%前後を望ましい水準と考え、利益配分の目標として自己株式の取得を含め、親会社株主に帰属する当期純利益の3分の1前後を目指してまいりました。

当事業年度の期末配当につきましては、上記方針等を勘案し1株当たり7円とさせていただきます。これにより、当事業年度の年間配当金は、中間配当(1株当たり6円)を含め1株当たり13円となり、連結配当性向は28.6%となります。また、平成27年12月11日開催の取締役会決議に基づいて、当期中に行いました自己株式の取得5億9百万円を含めた株主還元の総額は、19億9百万円となり、連結総還元性向は38.8%となります。

なお、前事業年度及び当事業年度において、それぞれ1百万株の自己株式の取得を行いました。この度新中期経営計画の策定にあたり、連結総還元性向の目標を従来の3分の1前後から、自己株式の取得にさらに積極的に取り組み、株主の皆様への利益還元をより一層充実させてまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	63,501	流動負債	19,040
現金及び預金	14,649	買掛金	6,405
受取手形及び売掛金	18,832	1年以内償還予定社債	799
電子記録債権	6,657	短期借入金	2,025
商品及び製品	9,291	1年以内返済予定長期借入金	2,788
仕掛品	4,532	未払法人税等	864
原材料及び貯蔵品	7,088	未払消費税等	280
繰延税金資産	1,074	賞与引当金	1,697
その他	1,442	役員賞与引当金	169
貸倒引当金	△68	その他	4,009
		固定負債	24,284
固定資産	55,920	社債	12,680
有形固定資産	38,788	長期借入金	6,714
建物及び構築物	12,090	繰延税金負債	1,477
機械装置及び運搬具	9,608	役員退職慰勞引当金	282
工具・器具及び備品	5,222	退職給付に係る負債	344
土地	11,063	資産除去債務	424
建設仮勘定	570	その他	2,360
その他	233	負債合計	43,325
無形固定資産	5,545	(純資産の部)	
のれん	2,396	株主資本	70,875
その他	3,149	資本金	21,207
投資その他の資産	11,586	資本剰余金	5,743
投資有価証券	8,505	利益剰余金	45,118
退職給付に係る資産	99	自己株式	△1,193
繰延税金資産	101	その他の包括利益累計額	4,194
その他	2,884	その他有価証券評価差額金	2,745
貸倒引当金	△4	為替換算調整勘定	1,220
資産合計	119,422	退職給付に係る調整累計額	228
		非支配株主持分	1,027
		純資産合計	76,096
		負債純資産合計	119,422

連結損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		117,278
売上原価		87,356
売上総利益		29,922
販売費及び一般管理費		22,676
営業利益		7,245
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	219	
保険収入	131	
為替差益	82	
雑益	458	891
営業外費用		
支払利息	219	
売上割引	386	
手形売却損	23	
雑損失	206	836
経常利益		7,300
特別利益		
有形固定資産売却益	85	
投資有価証券売却益	75	
事業譲渡益	170	
その他	6	338
特別損失		
有形固定資産売却及び除却損	119	
その他	31	151
税金等調整前当期純利益		7,488
法人税、住民税及び事業税	2,198	
法人税等調整額	284	2,483
当期純利益		5,005
非支配株主に帰属する当期純利益		90
親会社株主に帰属する当期純利益		4,915

連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	21,207	9,430	41,618	△4,407	67,849
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,406		△1,406
親会社株主に帰属する当期純利益			4,915		4,915
自己株式の取得				△510	△510
自己株式の処分		0		0	0
自己株式の消却		△3,715	△9	3,724	-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		27			27
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△3,687	3,499	3,214	3,026
当期末残高	21,207	5,743	45,118	△1,193	70,875

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3,321	2,811	306	6,439	1,204	75,493
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,406
親会社株主に帰属する当期純利益						4,915
自己株式の取得						△510
自己株式の処分						0
自己株式の消却						-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						27
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	△576	△1,590	△77	△2,244	△177	△2,422
連結会計年度中の変動額合計	△576	△1,590	△77	△2,244	△177	603
当期末残高	2,745	1,220	228	4,194	1,027	76,096

計算書類

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	32,118
現金及び預金	4,692
受取手形	897
電子記録債権	5,654
売掛金	9,033
商品及び製品	3,137
仕掛品	1,806
原材料及び貯蔵品	1,912
繰延税金資産	611
短期貸付金	3,421
その他	952
貸倒引当金	△2
固定資産	62,289
有形固定資産	20,565
建物	6,392
構築物	437
機械及び装置	3,818
工具・器具及び備品	4,449
土地	5,034
建設仮勘定	258
その他	173
無形固定資産	2,814
投資その他の資産	38,909
投資有価証券	8,195
関係会社株式	26,284
長期貸付金	4,632
その他	2,041
貸倒引当金	△2,243
資産合計	94,407

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	15,679
買掛金	4,704
1年以内償還予定社債	779
短期借入金	4,380
1年以内返済予定長期借入金	2,248
未払法人税等	271
賞与引当金	1,042
役員賞与引当金	49
その他	2,204
固定負債	21,497
社債	12,440
長期借入金	5,896
繰延税金負債	543
退職給付引当金	222
その他	2,394
負債合計	37,177
(純資産の部)	
株主資本	54,504
資本金	21,207
資本剰余金	5,715
資本準備金	5,715
利益剰余金	28,774
その他利益剰余金	28,774
繰越利益剰余金	28,774
自己株式	△1,193
評価・換算差額等	2,725
その他有価証券評価差額金	2,725
純資産合計	57,229
負債純資産合計	94,407

損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		64,159
売上原価		49,029
売上総利益		15,129
販売費及び一般管理費		12,226
営業利益		2,902
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	970	
保険収入	108	
雑益	158	1,237
営業外費用		
支払利息	190	
売上割引	206	
為替差損	81	
社債発行費償却	79	
雑損失	24	582
経常利益		3,557
特別利益		
有形固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	70	
その他	2	73
特別損失		
有形固定資産売却及び除却損	85	
その他	17	103
税引前当期純利益		3,527
法人税、住民税及び事業税	850	
法人税等調整額	183	1,033
当期純利益		2,494

株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本						評価・換算 差額等
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金			
当期首残高	21,207	5,715	3,715	27,696	△4,407	53,926	3,290
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△1,406		△1,406	
当期純利益				2,494		2,494	
自己株式の取得					△510	△510	
自己株式の処分			0		0	0	
自己株式の消却			△3,715	△9	3,724	-	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							△564
事業年度中の変動額合計	-	-	△3,715	1,078	3,214	577	△564
当期末残高	21,207	5,715	-	28,774	△1,193	54,504	2,725

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

株式会社キッツ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柳 井 浩 一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 野 祐 平 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キッツの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キッツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

株式会社キッツ
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柳井浩一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大野祐平 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キッツの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けました。また、社長との意見交換会及び社外取締役との交流の機会を定期的に設けたほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、三様監査の関係を図り監査の実効性及び効率性を高めるため、会計監査人及び内部監査室長を定期的に監査役会に招聘し、各職務の遂行状況等について報告を受け、情報及び意見の交換を行いました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び内部監査室長その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査役室スタッフを補助として使用し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている内部統制システム（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制）については、改正会社法施行に伴い改めて取締役会決議された当該内部統制システムの基本方針の改定内容を検証するとともに、その運用状況について取締役会等において報告を受け、また適宜に取締役等に報告を求め、必要に応じて意見を述べました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役会等において報告を受けるとともに、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況等について定期的に報告を受けました。
 - ③子会社については、常勤監査役2名が分担して国内子会社の監査役を兼任し、子会社取締役の職務の執行を監査したほか、海外子会社を含む子会社の取締役会等に出席し、業務及び財産の状況並びに内部統制システムの構築及び運用状況等について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、子会社の取締役等と意思疎通を図り、必要に応じて業務等の状況を調査いたしました。
 - ④会計監査人と意思疎通を図り、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査の計画及び職務の遂行状況とその結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、新日本有限責任監査法人が金融庁より業務改善命令等を受けたことから、監査役会は、当社担当の業務執行社員のほか品質管理本部長に対し、業務改善計画とその進捗状況等について数次にわたり詳細な説明を求め、監査品質の向上に向けた諸施策の相当性及び有効性について検討したうえで、会計監査人を翌事業年度において再任するかの適否について、解任または不再任の決定方針等に照らして慎重に審議いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 会計監査人の再任の決定

監査役会は、審議の結果、第103期事業年度においても新日本有限責任監査法人を会計監査人として再任することを決定いたしました。

平成28年5月20日

株 式 会 社 キ ッ ツ 監査役会

常勤監査役 配 島 純一郎 ㊟

常勤監査役 我 妻 孝 文 ㊟

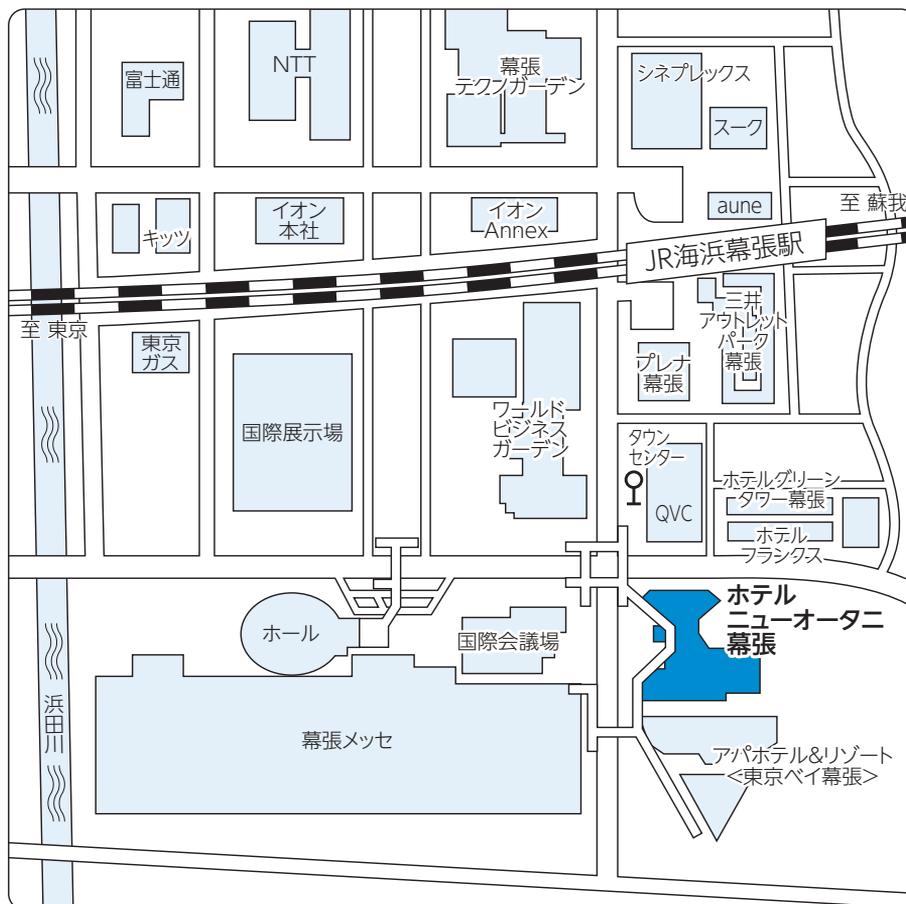
社外監査役 光 藤 昭 男 ㊟

社外監査役 高 井 龍 彦 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内略図

- **会 場** ホテルニューオータニ幕張 2階「鶴西の間」
千葉市美浜区ひび野二丁目120番3
TEL (043) 297-7777 (代表)
- **交 通** JR京葉線・武蔵野線 海浜幕張駅 (南口より徒歩約5分)
JR総武線 幕張本郷駅 / 京成電鉄 京成幕張本郷駅より
京成バス「QVCマリンフィールド行」「医療センター行」利用
バス停「タウンセンター」下車



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。